

2017年事務所旅行記

事務局長 長坂 周

昨年秋に三重県鳥羽において自由法曹団総会が開催され、同総会のプレ企画において当事務所の南雲弁護士が福島原発被害者訴訟（生業裁判）の判決の報告を行いました。

この総会に合わせて当事務所職員で、10月21日から23日にかけて鳥羽、伊勢、松坂を観光しました。

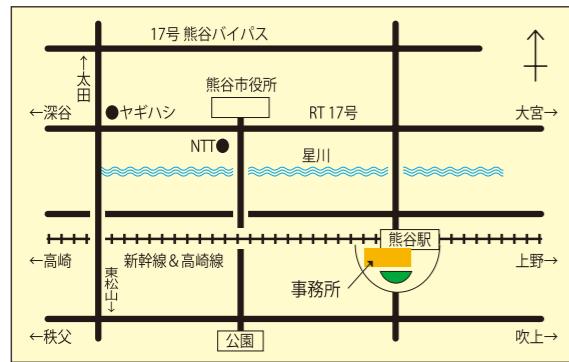
折しも、台風21号が南の海上から日本列島に向かって北上しつつあり、初日から大雨に見舞われ、やむなく「屋内施設で」ということで鳥羽水族館に直行。たくさんの見所があり、あっという間に時間が過ぎていくほど皆で楽しみました。

2日目は、いざお伊勢参りへ！ということで伊勢神宮へ向いましたが、普段は清流でおごそかに流れているという内宮前の五十鈴川が、大雨で濁流と化していました。一同神様の加護を祈りつつ宇治橋を渡り、無事に参拝まで終えることが出来ました。傘をさしても服が濡れてしまうほどの大雨の中での参拝でしたが、きっとその苦難の分だけ御利益があることでしょう。

最後に、ご当地の食べ物。鳥羽ではお寿司屋で豊富な水産物を堪能。松阪では、警報が出るほどの台風で各店舗が店じまいを急ぐ状況の中、私たちの入店を快く受け入れていただいた松阪牛レストランのしゃぶしゃぶは絶品でした（肉道楽「西村」さんありがとうございました！）。以上、嵐の事務所旅行記でした。



事務所周辺地図



ビルの外観写真



業務案内

祝日を除く月～金曜日 午前9時～午後6時

法律問題が発生しそうな場合、まず法律相談を行います。

弁護士が相談者から事情を伺い、法律上のアドバイスをして、問題解決の方向を示します。1回30分5000円(税別)の相談料を申し受けます。なお、債務整理の相談は無料です。

お電話にてご予約をお願いします。

午前9時～午後5時の間に 048-527-6200 へお電話下さい。

弁護士が代理人として、裁判を行います。

弁護士の費用は、事件を始める際の「着手金」、印紙代等の事件処理にかかる「実費」、事件解決の際の成功度合いに応じた「成功報酬」に区分されます。

当事務所では、旧・日弁連の定めた報酬基準に準拠した報酬基準を採用しています。また、債務整理事件(自己破産・個人再生・任意整理)については、費用の分割払いもお受けしています。

当事務所では、弁護士費用を一括で用意することが困難な方のための、費用を立て替える制度(法テラスによる法律扶助制度)の利用も可能です。

新年の通常業務は1月9日(火)から行います。

業務時間

法律相談

相談の予約

事件の依頼

法テラスによる法律扶助

けやき総合法律事務所 ニュース

新年 明けまして
おめでとうございます



側づ明の神昨稜山岳年から一月五旬の合目士山箱コースだつた。滑り降りたのは写真左か、

弁護士 南雲芳夫

昨年はなんと言っても、国と東電を被告とした福島地裁の原発訴訟が4年半の審理を経て3月に結審し、10月に勝訴したのが最大の出来事でした。

今年は、3月には国と石綿建材メーカー42社を被告とした建設アスベスト訴訟が、提訴から9年余を経て東京高裁で判決を迎えます。夏ころには、一昨年7月にさいたま地裁で勝訴した小学校教員の石綿ばく露による公務災害事件の判決が想定されます。また、仙台高裁に舞台を移した原発訴訟も春以降、審理が本格化しそうです。いずれも相手は、国や官公庁、大企業であり、簡単には自分の誤りを認めようとしません。今年も、ときに山に入って息抜きをしながらも、じっくり腰を落としての「押し相撲」となりそうです。

「弁護士10年目を迎え」

弁護士 白石加代子

早いもので弁護士登録から10年目を迎えました。弁護士に成り立ての頃は20代だったこともあり、相談者や依頼者の方々から「お若いですね。」と言われることがよくありました。その度に「こんな新人弁護士で大丈夫なのか。」と思われているのではないかと不安になり、早く経験を積み、歳を重ねたいと願っていました。当時は「何を相談されるのだろう。」という私の緊張が態度に出て、相談者の方に私が新人であると気づかれてしまったのではないかと思います。緊張せずに相談を受けるようになってからは、「(年齢も上がったためか)「若い」と言われることがめっきり減りました。若さは失いましたが、弁護士になった頃の初心は忘れず、志しは高いまま、できれば体力もそこそこ維持できるよう励む所存です。



署名協力のお礼とお願い

昨年は福島原発訴訟の公正判決要請署名にご協力いただきありがとうございました。本年は、当事務所としても「9条改憲NO! 憲法を生かす全国統一署名」に取り組みたいと思います。ご賛同頂ける場合は同封の返信用封筒を利用してご返送をお願いいたします。

「勝訴」、「国と東電 断罪」、「被害救済 広げる」の3本の旗 —「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発訴訟の判決下る— 弁護士 南雲芳夫

1 生業訴訟の結審から判決へ

「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発訴訟は、安全対策を怠って原発事故を引き起こした国と東京電力の法的責任を追及し、原発事故の被害者の救済を求め提訴された集団訴訟である。事故から2年後、2013年3月に福島地裁に提起された。原告数は3824人にのぼり、全国でも最多の原告を擁する訴訟となっている。

私は、福島から遠方の地であるにもかかわらず、はしなくも原告弁護団の幹事長を引き受けこととなり、裁判提訴から4年半、この訴訟に心血を注いできた。

2017年3月の結審の際に、判決期日が10月10日と指定された。原告側の主張・立証の到達点からして勝訴は確信していたものの、期待と裏腹の心情もあり緊張して判決を迎えた。

2 判決言い渡し

金澤秀樹裁判長が言い渡した判決は、国と東京電力の法的責任を明確に認め、政府の定めた賠償指針等よりも広い地域を賠償の対象とし、かつ賠償金の上積みを認める内容で、原告3824名のうち、2907名の請求が認められた（認容額合計は4億9795万円）。

裁判長による主文の言い渡し後、法廷を飛び出した3人の弁護士が「勝訴」、「国と東電 断罪」、「被害救済 広げる」と書かれた3枚の旗を大きくかかげると、裁判所の門前で待ち構えていた1000名を超える原告・支援者から大きな歓声が上がった。遠く離れた、東京の東電本社前、沖縄（避難先の原告が集結）でも、同時に「旗出し」を行い、福岡でも集会が持たれ、各地の原告や支援者と喜びを分かち合った。福島県の地元主要新聞「福島民報」は、衆議院選挙の公示日であったにも関わらず、号外を発行して生業判決を報じた。

3 判決が国と東京電力の責任を明確に断罪したこと

国と東京電力は、事故は「想定をはるかに超える津波によってもたらされた天災である」として、自分たちの責任を一貫して強く否定してきた。これに対して、判決は、政府の地震調査研究推進本部が公表した2002年「長期評価」という地震想定について、「客観的かつ合理的な根拠を有する科学的知見」であるとし、これに基づき原発敷地まで浸水する津波を予見することが可能であったと結論づけた。そして、津波の襲来が予見できた以上、これに対して必要な対策を講じておくことは国、東京電力の当然の責務であり、必要な対策を講じておけば福島原発事故の回避は可能であったと明確に判示した。

4 原子力発電の問題に向き合うこと

福島原発事故による被害の広がりと抱える問題の深刻さからすれば、一訴訟の判決で解決し得る範囲は当然限定されている。福島原発事故は福島県民をはじめとする地域住民に塗炭の苦しみを与え続けている。代表として法廷に立った原告は、そうした被害の一端を生きしく証言された。そうした声に思いを致す時、福島原発事故から教訓を学ぶとすれば、原子力発電が抱える想像を絶する危険性を真摯に見つめ、発電に原子力を利用することの可否を考え直すしかないと改めて考えている。



福島市公会堂で判決前集会を行い裁判所まで福島市内を「原発なくせ」とコールしながらデモ行進



判決言い渡し直後、福島地裁前で報道陣に囲まれながら「旗出し」をする地元福島の3名の若手弁護士

石綿を扱う工場で働いた方に 国が補償する制度について

弁護士 白石加代子

埼玉アスベスト弁護団で和解すすむ

国は、大阪泉州地域におけるアスベスト被害についての最高裁判決をうけ、アスベスト被害にあった方あるいはそのご家族に対し、賠償金を支払うという救済制度を創設しました。昭和33年5月26日から昭和46年4月28日までの間に、局所排気装置を設置すべきアスベスト工場内において、アスベスト粉じんにばく露する作業に従事したこと、20年の除斥期間を経過していないこと等の条件がありますが、この制度は労災認定に至らないじん肺管理区分2や3の決定を受けただけの方も救済の対象としています。

賠償金としては、石綿関連疾患で死亡された方については慰謝料1300万円と弁護士費用130万円と遅延損害金が、じん肺管理区分2の認定を受けている方についても、慰謝料550万円と弁護士費用55万円と遅延損害金が支払われます。

埼玉アスベスト弁護団では、上記の国の救済制度が創設されたことを受け、アスベストによる健康被害を受けた方やそのご家族について、平成27年7月の1陣提訴から5陣訴訟まで提訴を続け、現在、原告17名（被災者13名）につき、国と和解し、賠償金が支払われるに至りました。

既に和解した原告の方の中には、訴訟前に被災者が就労していた会社から和解金等を受け取っていた方もいらっしゃいましたが、さらに、今回の訴訟で国から一定の和解金を受けることができました。

多くの対象者に制度が周知されないことから、原告団の要求に応じて厚労省が個別通知へ踏み切る

しかし残念ながら、上記制度は周知が徹底されていないため、多くの対象の方が、救済制度があることも認識していませんでした。厚生労働省は、昨年10月2日の発表で、昨年9月末までに国と和解し、賠償が確定した人数が236人であるのに対し、アスベスト国賠の対象となる可能性が高いにもかかわらず、国に請求していない被害者が2314人いることを明らかにしました。その上で、厚生労働省は、このうち氏名、住所の確認が取れている756人については通知を送ることとし、残りの被害者等については、住所などを調査するとしました。

この個別通知は国としては異例な対応であります。しかし、通知を受け取った方の中には、20年という除斥期間の制限があるため、一刻も早い訴訟提起が必要な方もいらっしゃることから、早急な周知徹底が望まれるところです。埼玉アスベスト弁護団としても、広く群馬、茨城、栃木等他県の方も含めて、通知を契機とした相談を受け付け、救済の前進に努めています。

埼玉アスベスト弁護団は、一人でも多くのアスベスト被害者が救済されるよう目指し、国賠アスベスト訴訟の他にも、建設現場でアスベスト被害にあった建設職人やその遺族を原告とする首都圏建設アスベスト訴訟、公立小学校で教師がアスベストにばく露したために中皮腫に罹患し死亡したことを争う公務外災害認定取消訴訟など様々なアスベスト訴訟に取り組んでいます。

アスベスト関連で心配事や気になることがある場合は、当事務所にて相談に対応させて頂きます。

石綿(アスベスト)工場の元労働者やその遺族の方々に対する和解手続による賠償金のお支払いについて

アスベスト訴訟における和解手続について

石綿（アスベスト）工場の元労働者やその遺族の方々が、国に対して訴訟を提起し、一定の要件を満たすことが確認された場合には、国は、訴訟の中で和解手続を進め、損害賠償金をお支払いします。

和解の要件について

- ① 昭和33年5月26日から昭和46年4月28日までの間に、局所排気装置を設置すべき石綿工場内において、石綿粉じんにばく露する作業に従事したこと。

*労災保険や石綿健康被害救済法による給付を受けていた方であっても、上記期間内に労働者として石綿粉じんにばく露する作業に従事した方は対象となります。

- ② その結果、石綿による一定の健康被害を被ったこと。

*石綿による一定の健康被害とは、石綿肺、肺がん、中皮腫、びまん性胸膜肥厚などをいいます。

- ③ 提訴の時期が損害賠償請求権の期間内であること。

- ④ 和解により国がお支払いする賠償金の額は、疾患の種類や病状によって異なります。

詳細については、最寄りの法テラスや弁護士会などにご相談ください。

*法テラスとは、総合法律支援法に基づいて設立された日本司法支援センターの略称であり、司法制度をより国民に身近なものとし、全国どこでも法による紛争の解決に必要な情報やサービスを受けるようにする総合法律支援機関です。

*各都道府県の法テラスのホームページからご覧いただけます。

お問い合わせ先

法テラス（正式名称：日本司法支援センター）

ホームページ <http://www.houterasu.or.jp/>

電話 0570-078374 (平日9:00～21:00 土曜日9:00～17:00)

日本弁護士連合会

ホームページ <http://www.nichibenren.or.jp/>

厚労省のポスター（石綿工場の元労働者やその遺族に対する和解手続による賠償金の支払いについて）